

## ◎主要農作物種子法を廃止する法律

(平成二九年四月二一日法律第二〇号)

### 一、提案理由 (平成二九年三月八日・衆議院農林水産委員会)

○山本 (有) 国務大臣 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、主要農作物種子法を廃止する法律案についてでございます。

主要農作物種子法は、戦後、食糧の増産を図るため、農業の戦略物資である稲、麦、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進することを目的として、昭和二十七年に制定されたものでございます。

近年、種子生産者の技術水準の向上等によりまして、種子の品質が安定してきている状況の中で、都道府県に一律に原種、原原種の生産や品種の試験を義務づける制度の必要性が低下している状況でございます。

このため、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえ、主要農作物種子法を廃止することとし、この法律案を提出した次第でございます。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 二、衆議院農林水産委員長報告 (平成二九年三月二八日)

○北村茂男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、主要農作物種子法を廃止する法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止するものであります。

両法律案は、去る三月七日本委員会に付託され、翌八日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑を行いました。

…………… (略) ……………

次いで、両法律案及び修正案について一括して討論を行い、順次採決をいたしましたところ、まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案につきましては、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決した次第であります。次に、主要農作物種子法を廃止する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院農林水産委員長報告 (平成二九年四月一四日)

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、主要農作物種子法を廃止する法律案は、種子生産者の技術水準の向上等による種子の品質の安定など、農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成三十年四月一日に主要農作物種子法を廃止するものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、政府に対し、二法を廃止する理由、農業機械の安全性への影響、種子について都道府県の取組が後退する懸念、種子の確保に対する国の責務等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して田名部委員より、農業機械化促進法を廃止する等の法律案に賛成、主要農作物種子法を廃止する法律案に反対、日本共産党を代表して紙理事より、両法律案に反対、希望の会（自由・社民）を代表して森委員より、主要農作物種子法を廃止する法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、主要農作物種子法を廃止する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二九年四月一三日）

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- 二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
- 三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。
- 四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めるこ

と。

右決議する。